

全公連だより

VOL. 10

令和3年1月1日発刊



四日市コンビナートの夜景 撮影者：三重協会



全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

全公連だより VOL.10 令和3年1月号 目次

1	年頭のご挨拶	2
2	地域の発展と公共契約のあり方 上智大学教授 楠 茂樹	3
3	全国の各協会紹介 【大阪協会】【三重協会】	5
4	ブロック総会等報告	8
5	会務報告 土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム・令和2年度報告会及び研修会報告	14
6	全公連ニュース 臨時総会開催案内（Web会議）及び令和2年度全国理事長会議の開催中止について 会議経過及び今後の会議予定	17
7	コラム【ハウキンの道草】 『使命規定の新設は、めでたくもあり恐ろしくもあり』 元東京法務局長 寶金 敏明	18
8	編集後記	20



飫肥城大手門

年頭のご挨拶

会長 榊原 典夫

協会社員の皆様、明けましておめでとうございます。コロナ禍の中不要不急の外出もままならず、反って一家団欒の新年を迎えられたこととご拝察いたします。



平素は全公連の会務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、コロナに始まりコロナに終わったと言っても過言ではない1年でございました。この新型コロナウイルス感染症では全国で多くの方が犠牲となり、辛い闘病生活を送り、ご家族と対面もなく最期を迎えられた方もみえます。心からのご冥福と、ご家族様にお見舞い申し上げます。

そのような中で、10月26日東京国際フォーラムにおいて土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムを、日調連主催、全調政連、全公連の共催により開催いたしました。

3月にはコロナ感染拡大により緊急事態宣言がなされ、更には菅内閣の下での初の国会開催日がシンポジウム開催日と重なり、講演内容等のプログラムの変更どころか開催すら危ぶまれましたが、当日は600名に及ぶ参加を得て無事開催することができました。

これも偏に、皆様方のご支援ご協力によるものと深く感謝申し上げます。

さて、今般のシンポジウムにより広報したとおり、土地家屋調査士を取り巻く環境変化を、我々協会が行う公嘱業務へのチャンスと捉え、新たな事業提案を行い公嘱制度の更なる発展に繋げてまいりたいと思います。

そこで、可能な事業提案を速やかに検討し実行するために、必要な法改正への陳情には立法の実証が必要となり、我々協会が行う日々の業務への実績がカギとなることは言うまでもありません。

その為にも情報収集と現状分析は欠かすことができない統計であり、今般官公署における筆界未定等による事業中断案件の収集を、年末にも関わらず全公連加盟の各協会にお願いいたしましたが、今後の法改正の要望にあたり大変重要な情報として提示してまいりたいと考えております。多くの皆様のご協力に感謝申し上げます。

また、菅政権における国土強靱化の推進においても地図作成、所有者不明土地、空き家問題等の対策を継続して推進すると言われております。このことは、我々業界が提案する狭あい道路等の解消にも繋がる登記手続の円滑化に向け、公共嘱託登記を担う協会に活躍の場を広げることとなります。

特に、改正土地基本法では土地所有者に土地の適正な利用・管理を義務付けており、地方自治体が管理する行政財産も例外ではありません。

よって、全公連では、官民境界確認補助業務の受託推進と狭あい道路解消事業に係る登記業務の啓発を行い、これらの事業から得た地図情報の活用を図る上でも、地方分権一括譲与後の里道・水路の表題登記推進を図ってまいります。是非とも、ご賛同いただき、全国協会のご協力をお願いいたします。

今年も猛威を振るうであろう新型コロナウイルス感染症に負けることなく、日常生活の見直しを図りつつ、細心の注意を払い会務執行に努めてまいりたいと存じます。

皆様方におかれましても全公連と協会組織の充実発展に、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、新しい年が協会社員の皆様にとって、より良い年になりますようご祈念申し上げて、年頭のご挨拶といたします。



地域の発展と公共契約のあり方

上智大学法科大学院・法学部 教授(全公連顧問) 楠 茂樹

ここ一年ほど、宮崎・日南市の仕事をしている。具体的には、歴史的建造物の保全へ向けての官民協働の取り組みについてである。



伝統的建造物群保存地区として知られる飫肥城下町。日英同盟締結やポーツマス条約締結で知られる小村寿太郎の生家、貴族院議員だった高橋源次郎の旧家、飫肥杉の豪商山本猪平旧家、そして江戸後期に築造された旧伊東伝左衛門家などの歴史的建造物がひしめき、一般の住居もこれら歴史的建造物と見事に調和する街並みを形成している。

歴史的建造物の所有者である日南市は、国や地方公共団体指定の文化財としてこれらの建物の維持、管理を行う責任がある。しかし市の財政は必ずしも潤沢ではなく、数年で数億円にも上る改修費用の捻出に苦慮していた。

そこで日南市はこれら歴史的建造物の利活用を考えた。民間による施設の運営に切り替えたのである。公共が有する施設の管理については、地方自治法にいう指定管理者制度を利用することが多い。2003年の改正によって、住民の利用に供する公の施設については、民間業者の中から管理者を指定し、一定の対価を支払うことが可能となった。内容は業務委託契約のようなものだが、管理者は民間の知恵を生かして、柔軟な施設の運営を行なうことが可能である。施設の利用に料金が発生する場合、得られた収入は地方公共団体との協定に基づき管理者の収入とすることができるなど、単純な業務委託契約より民活色が強いものになっている。日南市では一時期、この指定管理者制度の利用を通じて、その業務の一環として指定管理対象外の老朽化した施設の改修等も考えていたようだ。しかし、議会の反発もあり、指定管理者制度の利用を断念することとなった。

そこで、日南市が考えたのが賃貸借だった。つまり建物の借主に市が認めた用途でこれを利用させる代わりに、改修や維持にかかる費用を借主側に負担させるというものである。市は支出するどころか賃借料収入を得ることができる。2020年度に入って借主を募集し、応募者に対する書類審査や公開ヒアリングを経て、同年9月7日、交渉

権者を発表した。筆者はその準備段階における検討委員会(飫肥城由緒施設等に関する公共調達委員会(2020年1月~3月))の委員長だった。

これは公共施設の管理、運営に係る最近の制度であるPFI(Private Financial Initiative)やコンセッション(施設運営権の付与)、そして指定管理者制度よりも前の古典的手法である。施設の運営する資格を与えるという意味ではコンセッションに近いが、PFI法上のコンセッション方式は水道事業のような大規模な収益事業の民間開放に馴染むもので、その分手続きも煩雑であり、小回りが利かない。市としては民間から柔軟な利活用のアイデアを引き出したい思惑もあったので、料金徴収事業の中身を具体的に事前に決めることは硬直的過ぎる。賃貸借は使い勝手がよい手法である。

市の課題は、歴史的建造物の保全、維持であり、そのため費用の捻出である。当然、伝統的建造物群保存地区としての街並みの形成、歴史的、文化的価値の維持、地元理解(積極的な受容)といった要請が働いているが、そういった点も含めてアイデアを募集した。結果、相手は九州の顔である鉄道会社と、日本を代表する航空会社やフロントランナーとして知られる設計集団を含む共同事業体だ。評価されるアイデアの自由度が高い分、「九州の小京都、飫肥」というブランドも相俟って、大手企業にとって自社のパイロット的な社会的事業として魅力を感じやすかったのかもしれない。

国登録有形文化財であったり、市指定文化財であったりすることから、改修、改築の際には関連するルールを遵守する必要があり、これに対して行政からのモニタリングがあるが、用途には相当の自由度がある。提示されたアイデアはいずれも宿泊施設としての利活用だが、住居の利活用としては自然だ。高級路線をとるようなので、相当にメンテナンスには手間をかけるだろう。

従来は官の領域と民の領域とは距離があったが、近年では官が民の知恵や経験を積極的に求め、民が官に積極的に働きかけるようになった。しばしば「官民協働」という言葉で表されるこのトレンドは、特に地方創生、地域振興に向き合う地方自治体の取り組みで、よく聞かれる。地方創生の鍵概念は「官民協働」といっても過言ではない。

ここで、一つ重要な点を指摘しておきたい。

地方創生のアイデアは外部からであってもよいし、資本も外部からであってもよい。しかし地元の資源を重視しなければならない。地元の今後も続く歴史を重視しなければならない。地元のことをよく知らない業者がビジネスライクに接近し、都合が悪くなればどこかへいってしまうような無責任な対応をされたら、地方は「食い荒らされるだけ」だ。地方には自然や歴史、文化面で魅力的な要素が多々残されている。政府の戦略方針や重要施策のテーマに乗れば補助金も期待できるので、「流行りもの」に敏感な企業家がどこからかアプローチしてくる。次のビジネスにつなげる「実績」が欲しいだけの経営者も少なくない。大抵、10年後、20年後にはどこかにいってしまい、どこか別の場所でその時の流行りものでビジネスをしようとするものである。しかし、地域は地域であり続ける。そこに住む人々はこれからもそこに住む。

だから地元へのコミットメントが重要なのである。

公共調達の世界では、定型的な業務だからと価格だけの競争に易き(+安さ)に流れ、経験や知識、地元精通度を度外視するような業務委託を見かけることがある。「安いだけ」の業者は、結果、無責任なことが多い。持続性を重視すれば地元での投資に怠らない。地元で長い間、確

りとした業務を継続してきたことは、金銭的には評価できないが重要な投資である。これを軽視する発注機関は、業者と同様、無責任だ。しかし、発注機関は「競争性」「落札率」という「体裁」さえ繕えば当面の批判を受けないで済む。首長も同様だ。次の選挙で有利になる。首長は8年、長くて12年で終わりにすることが多い。しかしその地方自治体は(統廃合があるかもしれないが)永久に存続し、多くの市民はそこに住み続ける。

持続可能性だ、地方創生だ、官民協働だ、という割には、公共調達の世界で地元への長年の投資、経験というコミットメントの強さを重視しないというのは一体どういうことなのだろうか。

今、世界は「目先の経済効率性の追求」ではなく「世代を跨ぐ社会的課題への取り組み」の方に大きく政策のウェイトをシフトしようとしている。長期の視点で本当に地域の創生に貢献するのは一体どのような受注者なのだろうか。

地方自治の真贋を見極めるポイントはこういうところにあるのかもしれない。「安さ」ばかりを強調する首長は、この時代、「似^え非」と思った方がよい。

(了)



餺飥城下町の風景

○大阪協会

1. 大阪協会の概要

大阪協会は、大阪城から徒歩10分程度の場所にある「フレックス大手前ビル」地下1階に事務局があります。応接室と常任理事会等を開催できる会議室を備えており、普段は本部常駐職員2名と堺市内の協会事務所に常駐職員1名の計3名で事務局を運営しています。

役員は理事長をはじめ副理事長2名、常任理事4名、理事9名、監事2名で構成されています。各部の構成は総務部、経理部、指導研修部、業務部に分かれており、常任理事が部長を担当しています。

令和2年11月1日現在の社員数は193名7法人、大阪府下42市町村と大阪市24区を10区域に分け、各地域における官公署の公嘱業務に迅速に対応できる体制を整えています。



フレックス大手前外観

2. 新型コロナウイルスの影響と当協会の対応

令和2年1月頃から始まった新型コロナウイルス感染拡大は、世界中の医療・経済・生活様式に大きな影響を与えています。土地家屋調査士もコロナ禍を乗り切るため業務形態の変革を迫られています。

当協会も、2月末頃から感染拡大防止のため様々な対策を行いました。

まず、本部事務局員の通勤時における感染リスクを下げるため、時差出勤を実施しました。また、当協会社員およびその家族が新型コロナウイルスに感染した場合、迅速に対応できるよう「コロナ感染報告書」を作成しました。大阪府内では10月現在まで1万1千人を超えるコロナ感染者を出していますが、幸い社

員の新型コロナウイルスの感染は現在まで当協会では確認していません。

3月から当面の間、協会内の各種委員会、部会、区域会議についても開催自粛を全社員に要請しました。常任理事会・理事会についても3月の開催は中止しましたが、協会運営に必要であることから、急遽Zoomによるオンライン会議の導入について検討を行い、4月10日の常任理事会から実際の運用を行ってきました。

その後、10月現在まで、常任理事会・理事会はオンライン会議で開催しています。最初は接続に戸惑うこともありましたが、何度か会議を開催して、全員が少しずつオンライン会議に慣れてきたところです。会議をオンラインで行うようになってから、以前のように会議のため移動する必要がなくなり、会議開催時間ギリギリまで自分の事務所で業務を行う事ができるようになりました。会議が終わればすぐ自分の業務を再開することができ、時間を有効に活用することが可能となりました。

いずれ新型コロナウイルスの猛威が収まり通常の会議ができるようになったとき、以前は遠方出張中で会議に参加できなかった役員も、これからはオンラインにて会議に参加が可能となるため、当協会は最新のオンライン会議用機器の導入を進めています。



オンライン会議

3. 法務局備付地図作成作業について

当協会では、枚方市における従来型地図整備作業と茨木市における大都市型地図整備作業を受注しています。

特に茨木市の大都市型地図整備作業は、対象地区の市町村が行う地籍調査と法務局が行う地図整備を連

携して行う事を目的とした実験的な取り組みを行っています。まず、茨木市役所内の同一フロアに市役所の地籍調査係と法務局の現地事務所を配置し、各種情報交換が容易となり綿密な打ち合わせと迅速な対応が可能となっています。また、地図整備作業地区の隣接地域で地籍調査を行う事により14条1項地図作成範囲を隙間なく広げることができています。現在、当協会は大都市型地図整備作業を第1期から入札により受注しているとともに、地籍調査業務委託は茨木市と随意契約を結んでおり、法務局、茨木市、大阪協会の三位一体となって地図整備事業を進めています。

その法務局備付地図作成作業においても、一筆地立会作業を5月から予定していましたが、4月7日新型コロナウイルス緊急事態宣言の対象地域として大阪府が指定されたことから作業がいったん中断しました。5月21日の緊急事態宣言解除を受けて6月中旬から再開した一筆地調査では、作業者は全員、検温・マスク着用・手指消毒・手洗い徹底のうえ、地権者の不安解消のため感染予防対策中を示すバッチを付けて作業を行いました。



感染予防実施中のバッチ



地図整備作業

4. 講演会について

例年6月に行っている一般向け講演会ですが、今年の「2020年講演会」は3密を避けるため中止しました。半年以上をかけて講演会来場者に配るため準備を進めていた当協会独自の土地家屋調査士制度70周年記念グッズも、残念ながら日の目を見ることは無くなりました。

「2020年講演会」は中止となりましたが、2015年に始まった一般向け講演会はこれまで5回開催しており、毎回200名前後の御来場いただいています。講演会の内容は、その時の一般市民の関心が有る内容に合わせ、災害復旧における地籍調査の有用性、防災、所有者不明土地問題、空き家問題、企業と行政のコンプライアンスなど多岐にわたっています。

11月から、次の講演会準備がスタートします。「2020年講演会」の中止をばねに「2021年講演会」は例年以上に良いものにしたいと思います。

5. 明示補助業務について

当協会では大阪府下6市町1団体から明示補助業務を受注していますが、より安定した収入を確保することを目的として、令和元年から明示補助業務の新規受注に力を入れてきました。

まず手始めに、大阪市と現在受注している6市町を除く大阪府内36市町村の明示担当課を対象として明示業務に関する大規模なアンケートを実施しました。内容は「年間明示処理件数」「明示担当者数」「担当者の在籍期間」「明示申請1件に掛かる平均処理期間」「申請代理人の市内調査士割合」のほか、「境界線の査定でどんな時に迷うか?」「明示処理で困っていること(担当者が少ないなど)」「申請代理人に要望することはありますか?」「明示補助業務に興味がありますか?」の項目を設定しました。2か月間にわたるアンケート実施により36市町村のうち30市町村から回答をいただき、当協会の明示補助業務PTで分析を行いました。その結果、多くの市町村で人員が不足しており、境界線の査定では既明示・測量図の資料と現地が合致していないときの復元で迷っていることが多いこと、申請代理人のモラルが欠如していることに困っていること、そしてこれらのことの解決策としての明示補助業務について意表に関心が有ることなどが見えてきました。回答結果については、各市町村の「1kmあたりの年間明示件数」「民有地1kmあたりの年間明示件数」「人口1万人あたりの年間明示件数」「民有地100筆あたりの年間明示件数」を算出し、30市町村における順位を求めました。これにより、各市町村の特徴(市街地が多い自治体と山間部が多い自治体の違い、住宅地の多い自治体と企業や工場

地域の多い自治体の違い)などが見えてきて、よりきめ細かい業務啓発に役立つ分析となりました。

アンケート実施の最中にも明示補助業務について問い合わせがあり、令和2年には新たに2市と明示補助業務を受注しました。アンケート結果については、分析が終わった令和2年3月頃から各市町村にフィードバックする予定でしたがコロナ禍で一時中断しています。今後、各市町村にフィードバックと明示補助業務について業務啓発を進めていきたいと考えています。

○三重協会

三重県は日本の真ん中あたりの紀伊半島東部に位置し、南北約170km、東西の幅約10~80kmと細長い形をしています。面積は全国で25番目の大きさで、人口は約176万人で全国22位です。どちらも真ん中くらいです。なんでも真ん中くらい(何事も程々)な所です。

三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の事務局は県庁所在地の津市にあります。県下を9区域に分け、その地域に精通した社員により日々業務を行っています。特に低い地籍調査進捗率を上げるべく社員一丸となって鋭意努力しています。

今回は、少し趣向を変え、何かと「地味」「目立たない」という印象を持たれがちな三重県をご紹介しますと思います。

三重県は近畿地方？中部地方？

どちらの地方に属するのは各々の場合ごとに扱われ方が異なっています。中学校の地理的分野の教科書、小学校の社会科の教科書などでは三重県は近畿地方に分類されています(7地方区分による分類)。これに対し、公嘱でのブロック協議会の区分けでは、三重協会は愛知、岐阜、福井、石川、富山と同じグループの中部ブロック協議会に所属しています。これは9地方区分による分類によるようです。

地理及び交通網の関係で人の流れは伊賀地方など県西部、伊勢方面の県南部は大阪・京都圏(名古屋に行くより、大阪に行った方が早くて便利)、北部は名古屋圏との往来が多いと思います。

言葉

大きな括りとしての関西弁が話されている。どの地域でもあることですが、独自に変化した三重弁もあります。個人的には、北勢(三重県北部のこと)よりは

中・南勢(県庁所在地の津市より南部)の方が関西弁の度合いが強いような気がします。先程の地理的条件、交通網の影響が大きいからでしょうか。北勢地域は名古屋市及びその近郊都市との経済面、物流面の関係が強く、関西色が多少薄れています。

観光名所(ちょっと自慢)

・「伊勢神宮」があります。伊勢神宮の説明は不要かと思いますが。ちなみに「赤福餅」という伊勢名物のお土産(お伊勢参りの方々は大体買ってお帰りになります)があるのですが、テレビ等のメディアの影響が「名古屋」のお土産、名物と勘違いされている方が多いように見受けられます。伊勢のお土産ですからお間違えなく。よく似たパターンで名古屋めしの一つの「天むす」(小エビの天ぷらがおにぎりの具になっているもの)というものがありますが、実は発祥の地は三重県津市です。名古屋めしとしての地位は不動のものとなりましたが。

・伊賀市と言えば伊賀流忍者。市全体で忍者を町おこしの起爆剤にしています。伊賀市議会では市長をはじめ市議会議員が忍者に扮し「忍者議会」を開催することもあります。そのほか博物館で忍者体験、忍者変身処では忍者のコスプレができます。

・鈴鹿サーキット。鈴鹿市にある国際レーシングコースでF1日本グランプリ、鈴鹿8時間耐久ロードレース(8耐)が開催されます。これらのレースが開催される頃になると世界中から関係者、メディア、観客が訪れます。残念ながら、2020年の各大会は新型コロナウイルス感染症拡大防止策のため中止になりましたが…

・四日市コンビナートの夜景(最近工場鑑賞愛好家からは聖地と称されているらしいです)。四日市というところ、社会科で習った「四大公害」と思われる方も多いでしょう。しかし今では過去の経験を踏まえ環境は改善されています。

・日本を代表するリアス式海岸の一つ、三重県志摩市の英虞湾。この志摩市で2016年に伊勢志摩サミットが開催されました。このサミット会場のホテルは作家の山崎豊子の作品「華麗なる一族」の冒頭に出てくるホテルです。

そのほか世界文化遺産に登録された熊野古道など見どころはたくさんあります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で移動自粛があり中々「旅行」とはいかないご時世ですが、このパンデミックが終息したらぜひ訪れて下さい。様々な発見があると思います。

ブロック総会報告

○関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士 協会連絡協議会

Ⅰ 第34回通常総会

- ・ 開催日時:令和2年10月29日(木)15時開
会
- ・ 開催場所:Web開催
- ・ 出席者:構成員総数36名中36名(内委任
状出席23名)
- ・ ご来賓:なし

開催に先立ち物故社員に対する黙とうを捧げ、薄根孝副会長による開会宣言に続き、越智眞琴会長からの挨拶がありました。議長には、「司会者一任」の声があり、司会者でもある越智会長が議長に就任して、総会の成立を宣言したのち、以下の議案について、審議が行われました。

- 第1号議案「令和元年度事業経過報告承認の件」
- 第2号議案「令和元年度収支決算報告承認の件」
- 第3号議案「令和2年度事業計画(案)承認の件」
- 第4号議案「令和2年度収支予算(案)承認の件」

全議案について、慎重審議が行われ、全議案が賛成多数により可決承認されました。議案の審議終了後、高橋宏明副会長が閉会の辞を述べ、越智会長が閉会宣言し、第34回通常総会は終了しました。

今回の総会は、コロナ禍のため、はじめてのWeb開催による総会となりました。特に混乱もなく円滑に総会は進行し、無事に終了しました。また、総会終了後には、各協会より近況報告があり、主に法14条地図作成作業に関する話題で情報交換を行いました。

○近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士 協会連絡協議会

通常総会報告

大阪協会 理事長 横山幸一郎
2020年10月2日(金)午後3時から第33回近
公連通常総会を開催した。

例年であれば、各協会回り持ちで、法務局を初めとして、近畿ブロックの調査士会、政治連盟の代表ら多数の来賓をお招きして開催して来たが、今回は、新型コロナウイルス感染拡大の中、やむを得ず、来賓を招待せず、ZoomによるWeb会議により行い、また、各協会からの参加者も、例年は各10名前後のところ、今回は正副理事長のみ各3名の参加で開催した。

今回は、役員の改選期ではなかったもので、提案した議案は、前年度の事業報告・決算報告と今年度の事業計画・予算のみであった。

前年度の事業収入については、コロナ禍の中でも、近畿6協会それぞれに変動はあったものの全体としては概ね例年並みの成果を上げた。また、本年2月3日に日本大学危機管理学部教授木下誠也先生を講師にお迎えし、『公共調達の今後のあり方』と題して講演会を開催したものの、それ以後はコロナの影響からほとんど活動はできなかった。

今年度は、前年度やり残した事業をまず執行していくこととなるが、特に官民境界補助業務の推進に向けた情報収集や啓発活動を積極的に行い、それに対応した研修も行っていきたい。

以上の提案に対して、今回は特段の議論もなく、原案どおり承認された。

次回の総会は、今年予定していた兵庫県において、例年どおりの規模の総会を実現を目指すことを確認して終了した。

○中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士 協会連絡協議会

令和2年度中嘱連通常総会報告

中嘱連事務局(愛知協会)

令和2年6月19日(金)、愛知県のホテルメルパルク名古屋3階ダリアにて、令和2年度中嘱連通常総会を開催しました。

通常は各県協会の持ち回り開催となっており、今年度は岐阜県内にて開催予定で、早くから岐阜協会が準備していましたが、新型コロナウイルス感染症が収束していない状況を鑑み、縮小することとなり、急遽愛知県内にて各県1名ずつの出席となりました。例年各県協会役員及び事務局職員が70名程度集まる中嘱連通常総会ですが、今年度はマスク着用、手指消毒、検温を行い、最小限の人数での開催となり、少し寂しさを覚えました。

審議事項については次のとおりです。

第1号議案 令和元年度収支決算報告承認の件

第2号議案 会則の一部を改正する件

第3号議案 令和2年度事業計画(案)審議の件

第4号議案 令和2年度収支予算(案)審議の件

すべての議案について承認され、滞りなく終了しました。

来年度は通常どおり総会を開催できることを想定して、岐阜県内にて改めて開催する予定です。



○中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下、中公連)の活動報告をいたします。

1. 構成員

公益社団法人 広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

公益社団法人 岡山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

公益社団法人 鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査

士協会

公益社団法人 島根県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

2. 活動内容

①中公連理事長会議

日時：令和2年8月7日(金)午後2時より

場所：岡山県土地家屋調査士会館2階会議室

(Web参加1名)

議題：1. 通常総会について

2. 地図作成作業入札結果について

3. その他

②第32回中公連通常総会

日時：令和2年9月25日(金)午後2時より

場所：Web開催

出席者：広島協会 2名

山口協会 3名

岡山協会 6名

鳥取協会 2名

島根協会 2名

代理人出席 2名

計 17名

議事：

第1号議案 第32期事業報告並びに収支決算報告承認の件

第2号議案 第33期事業計画案並びに収支予算案審議の件

中公連通常総会の開催地は、5協会持ち回りで、原則時計回りで開催することとなっております。昨年度は岡山県岡山市にて行い、今年度は広島県呉市にて開催される予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web開催と致しました。

通常総会では、まず岡山協会・中村輝治会長からの冒頭挨拶ののち、山口協会・渡邊英雅全中公連理事よりご挨拶をいただきました。

引き続き議案の審議に移り、第32期事業報告並びに収支決算報告承認の件、第33期事業計画案並びに収支予算案審議の件、いずれも慎重審議の上、原案どおり承認されました。

総会終了後は、休憩を挟んで恒例の意見交換会が

行われました。「協会社員が法人設立した場合について」、「新型コロナウイルス感染症による14条業務への影響について」など、モニター越しではありますが、例年と変わらず活発な議論が交わされました。

コロナ禍という特殊な事態にあっても、各協会が公益法人としての社会的役割を果たさなければなりません。当面は今回のようにWeb会議等を活用しながら、協会相互の情報共有・連携を図ってまいりたいと思います。

一日も早くこの事態が終息し、来年度の総会では、皆様と直接顔を合わせてお話ができますことを祈念いたしまして、中公連からの報告とさせていただきます。



通常総会の様子

○九州ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

第33回通常総会議事録

- ◎ 日時 令和2年10月16日(金)13:00~
- ◎ 場所 Webによる総会
- ◎ 出席者 会長 松尾 努(福岡協会)・副会長 佐久間博文(大分協会) 監事 西 英孝(鹿児島協会)・宮脇成芳(長崎協会) 平野 実(佐賀協会)・檜下真人(宮崎協会)・島袋裕二(沖縄協会) 近藤聡(熊本協会)

◎議事の経過

- ◇令和元年度事業報告の後審議に入った
- ◇議案審議
- 第1号議案 令和元年度収支決算承認の件
- 第2号議案 令和2年度事業計画承認の件
- 第3号議案 令和2年度収支予算承認の件
- 第1号議案、2号議案、3号議案について承認され

た。

○第4号議案 次期総会開催地決定の件

松尾努会長より今総会は熊本での開催予定であったが、新型コロナウイルスの影響でWeb会議となり、次期総会の開催地をどこにするのかを議場に諮った。

近藤聡(熊本協会)より熊本は益城町の復興型14条等が始まり、大変な時期となっているので、次期開催予定の鹿児島協会にお願いしたいとの意見があった。

また、西英孝(鹿児島協会)より、総会は順番に九州をまわっており、今回熊本での開催を楽しみにしていたので、是非来年は熊本開催で熊本に行きたいとの意見があり、近藤 聡(熊本協会)が熊本の開催で了承され、議長は次期総会開催地を熊本とすることに賛成することについて挙手による採決を行い、挙手多数により承認可決を告げた。

○その他

その他事項として松尾 努会長より、全公連において作成した14条ソフトの研修会について11月をめぐりに福岡で開催したいとの話があり、各協会2名程度で参加することで了承された。

次に各協会の受託状況等現状報告や土地家屋調査士制度70周年記念シンポジウムへの参加状況等の報告を求め、各協会より報告があった。

議長は、他に協議事項はないか議場に求めたが、他に何もなかったため、議案審議を終了し、西 英孝監事が閉会を宣言した。



Web 総会画面

○東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

第33回東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会通常総会

東公連幹事 八巻真人

去る令和2年10月9日に新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、Zoomを利用したWeb会議を用いて、第33回東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会通常総会が開催されました。

【総会概要】

東公連 西條宗夫幹事の司会進行のもと、物故者への黙祷を行い、東公連鈴木洋一会長が挨拶し、総会の構成員を紹介しました。Web会議なので鈴木洋一会長を議長とし、議事が進行されました。

◇報告事項

- 1.第32期会務報告の件……東公連 八巻真人幹事より報告
- 2.第32期収支決算報告の件……東公連 八巻真人幹事より報告

◇議事

1.事業計画及び収支予算案の件

東公連田中正平幹事より議案書の内容について詳細に報告がなされ、全会一致で承認された。

2.次期全公連理事推薦の件

前年度に引き続き 全公連赤間一秋理事とする提案があり、全会一致で承認された。

3.任期満了に伴う役員改選の件

宮城協会鈴木洋一理事長を東公連会長とし任期2年とすること、副会長は他協会の理事長5名とする提案があり、全会一致で承認された。

また、幹事は、宮城協会の田中正平常任理事、西條宗夫常任理事、八巻真人常任理事の3名が会長より提案され、承認された。

4.相談役推戴の件

浅野敏夫東公連前会長を相談役とする提案があり、全会一致で承認された。

5.その他

次回担当会確認の件について、議長より秋田協会との提案があり、秋田協会小笹壽郎理事長の同意を得て、全会一致で承認されました。

◇閉会のことば

次期開催協会の秋田協会小笹壽郎理事長により閉会の挨拶があり、総会次第がすべて終了いたしました。



Web 総会画面

○四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

【令和2年度(第34回)定時総会】

開催日時 令和2年10月2日(金)13:30~

開催場所 リーガホテルゼスト高松 香川県高松市
古新町9-1

本年も四国においては例年通りブロック協議会の総会を開催いたしました。コロナ禍における状態ではありましたが、出来る限りの感染対策を行いました。四協会より総勢46名の社員の皆様にご出席いただき、また、ご来賓の皆様も例年通りご臨席を賜ることが出来ました。この定時総会は、各単位協会の通常総会后1か月程度の期間の間にすべての準備を行わなければなりません。当然、その1か月の間に理事会の開催等各単位協会のご協力により、準備が整い総会開催の運びとなりました。

議事については、令和元年度の事業報告から始まり、5つの審議事項を滞りなくご承認いただくことが出来ました。

そして、ご来賓の皆様よりご祝辞をいただき、無事に閉会を迎えました。閉会后には当然懇親会が開催されます。今回の懇親会は「3密」を避けなければな

りません。各テーブルの着席人数も制限し、お酌をすることに注意を払わなければなりません。そのため、お酌のために席の移動も制限されるため、各テーブルに1名ずつ総勢12名のコンパニオンさんが対応して下さり、テーブル及び会場の管理をすべて執り行って下さいます。コンパニオンの皆様には感謝しかありません。本当にありがとうございました。懇親会で欠かせないものが余興です。昨年のような各社員が参加するような余興は出来ませんが、今年はジャズバンドの演奏が行われました。アンコールも入れると、約30分間の演奏でした。演奏も素晴らしいものでした。



総会風景

懇親会からご出席のご来賓の方もいらっしゃいました。ご来賓の方からのご挨拶もいただき、本当に楽しく過ごせた懇親会となりました。そして、場所を変えての2次会であります。2種類のお店を用意しまして、各お店にて楽しく、また、熱く意見交換などを行い過ごすことが出来ました。ここまで盛り上がりれば、2つの店舗にて分かれていた参加者も3次会にて合流して、さらなる大宴会となりました。勢いあまって暴言が飛び交ったかもしれませんが、各協会の事を思っていることとお許しいただきたいです。この3次会のお店では必ず食べるメニューがあります。「にんにくラーメン」です。癖になります。参加した人全員がたいらげました。また、高松で総会等の会議を行う際には「さぬきうどん」もいいですが、この「にんにくラーメン」を皆さんで食したいと思います。

振り返ると、コロナ感染に注意を払いながら、それでも、通常の四公連総会を開催することが出来るという結果となりました。感染症に対するリスクを管理

できる、新たな土地家屋調査士として日々の公嘱業務に取り組みたいものです。ご協力いただきましたすべての社員の皆様、ご臨席をいただきましたご来賓の方々、そして、楽しく過ごすことが出来たリーガホテル及び高松の地域に感謝し、四公連総会報告とさせていただきます。

【研修会】

開催日時 令和2年10月2日(金)15:00~
開催場所 リーガホテルゼスト高松

本年の四公連研修会はコロナ禍における開催であるため、外部からの講師の準備が困難と判断しました。そこで、研修会テーマを「各協会の現状について」としまして、外部からの講師ではなく、四つの各協会から代表者をパネラーの様な形で登壇いただき、各協会運営の特色等をヒアリングする形式で行いました。会場からの意見もいただくような意見交換が中心となりました。

質問事項は

1. 社員数について
 - ①平均年齢
 - ②例年の新入社員数
 - ③社員の増減状況
2. 公益法人の組織体制について
 - ①事務局の人数
 - ②役員(理事)の人数
 - ③人件費
 - ④各種会議及び会議開催数
3. 支所の数
4. 業務受託量について
5. 社員への業務委託方法等について
6. 地籍調査及び14条地図作成作業への取組について
7. 公益事業への取組について
8. 余剰金について
9. 一般社団法人及び調査士法人の状況及び公嘱協会との関係

以上の様な内容を予定していました。



研修会風景

約70分程度の研修会でした。やはり、予想した通り質問項目が多すぎて、時間切れにて閉会を迎えた感じが強いです。所属する自身の協会の運営や受託業務が他の協会とは相違するのを感じたり、今後の単位協会運営に役立つ情報を得ることが出来たりと、本当に意義のある学びの時間となりました。各協会からの4名の代表者の意見や会場からの補足説明等が発言され、四国の公嘱社員の公嘱業務への熱い思いが飛び交った研修会でした。

以上、ご報告させていただきます。

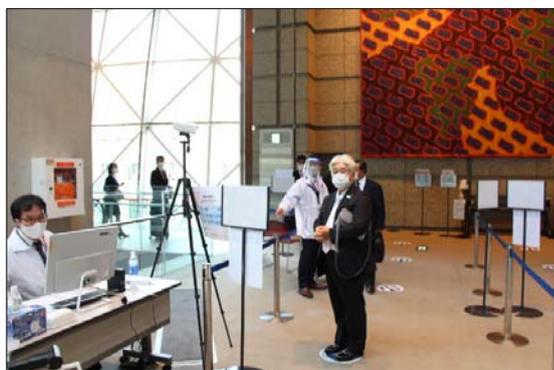


会務報告

○ 土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム・令和2年度報告会及び研修会報告

1. 土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム

令和2年10月26日(月)東京国際フォーラム(東京都千代田区丸の内)において、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)の主催により、「土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム」が開催されました。



会場受付風景



会場受付風景

我々、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)も全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という。)と共に共催者として名を連ね、総務省、国土交通省、法務省の後援を頂いての開催となりました。全公連としましても日調連、全調政連と連携してシンポジウムを開催するという初めての取り組みで期待と不安が混在する状況で当日を迎えました。

小野伸秋日調連副会長の開会の辞に始まり、國吉正和日調連会長の主催者挨拶、寺田逸郎様(前最高裁判所長官)の『揺れ動く時代における専門家』と題した記念講演、『法改正!土地家屋調査士の使命』についての倉吉敬様(中央更生保護審査会委員長・元東京高等裁判

所長官)、國吉正和日調連会長、鈴木泰介日調連副会長の三者による討論会、和泉洋人様(内閣総理大臣補佐官)による基調講演『防災・減災・国土強靱化!!』～まちづくりにおける土地家屋調査士の役割～、『狭あい道路整備促進の必要性について』宿本尚吾様(国土交通省住宅局市街地建築課長)、田口富隆様(岡崎市建築部次長)米澤 實様(土地家屋調査士)の意見発表、『法定!狭あい道路整備促進の可能性について』の豊田俊郎先生(参議院議員・土地家屋調査士)の提言、そして國吉正和日調連会長による「土地家屋調査士70年宣言」、椎名 勤全調政連会長の閉会の辞と盛りだくさんの内容でした。



國吉会長主催者挨拶



寺田前最高裁判所長官



倉吉中央更生保護審査会委員長



三者による討論会



岡崎市建築部 田口次長



和泉首相補佐官



米澤土地家屋調査士

土地家屋調査士の皆様への期待

- 表示に関する登記、そして、筆界の専門家である土地家屋調査士の皆様には、地籍調査事業や地図作成作業において、境界の確認作業という重要な役割を担っていただいているのみならず、
氏名や住所が登記簿に正常に記録されていない土地の所有者探索など、あらゆる場面でご活躍いただいています。
- 今後とも、各種施策の更なる推進に、より一層のご協力をお願いいたします。

21

和泉首相補佐官資料から抜粋



会場風景



国土交通省住宅局市街地建築課 宿本課長



豊田参議院議員

コロナ禍での開催であり、第203回臨時国会の召集日と重なるなど様々な障害がありましたが、議員関係、官公署職員、土地家屋調査士合わせて約600名の参加を頂き成功裏に終えることができました。また、当シンポジウムはライブ配信も実施しましたのでWebで視聴された方も多数いらっしゃったことと思います。

2. 令和2年度報告会及び研修会

翌日の令和2年10月27日(火)は、ホテルメトロポリタンエドモント(東京都千代田区飯田橋)において全公連の「報告会及び研修会」を開催いたしました。冒頭、榊原全公連会長から昨日のシンポジウム参加(全公連役員、公嘱協会から合計約70名の参加)への御礼を兼ねた挨拶がありました。

その後「公嘱協会を取り巻く近々の状況」と題して榊原会長から会長報告がありました。内容としては、(1)制度制定70周年記念シンポジウムと今後の対応、(2)地図作成作業に関する現状確認と今後の課題、(3)地方公共団体が筆界特定申請をする事案について(公嘱協会へのアンケート)、(4)今後の事業提案について、でした。

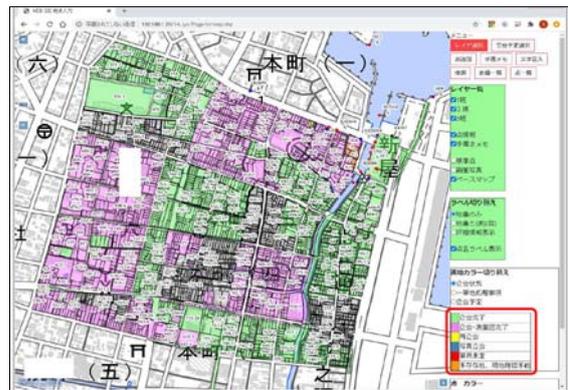


榊原会長

その後の研修会では「地図管理システムの運用とその活用」と題して実際に静岡協会でも業務に活用している「地図管理システム」を使用し、開発者であるオプトシステム株式会社 代表取締役 渡辺正行様、システム担当である佐野真也様からiPadを使用しながら使用方法等について研修いただきました。一部現場の生のデータを映しながらの説明は非常に分かりやすく、会場にいた約40名の各協会の役員と、Webで視聴された多くの公嘱協会社員も興味深く受講できたと思われま



研修会風景



全公連14条地図作成業務一筆地調査工程管理支援システム例

(全公連 理事 室田 尚人)



1. 臨時総会開催案内 (Web 会議) 及び令和2年度全国理事長会議の開催中止について

臨時総会及び全国理事長会議の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、第6回理事会で審議した結果、参加者および関係者の皆さまの健康・安全面を第一に考慮し、以下のとおりWeb会議により臨時総会及び研修会を開催し、全国理事長会議は中止となりました。

日時：令和3年2月17日（水）
9時30分～13時予定

会議形式：Web 会議

内容：臨時総会

- 第1号議案会則改正（案）審議の件
- 第2号議案役員選任規則改正（案）審議の件
- 第3号議案入退会規則改正（案）審議の件
- 研修会
- 仮演題 「公嘱協会が関与する官民境界確認補助業務の優位性について」
- 講師 弁護士 寶金敏明氏

2. 会議経過及び今後の会議予定

令和2年

7月30日	第2回土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム実行委員会 (Web開催)
9月29日	第4回正副会長会議(兵庫開催)
9月29日	第3回土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム実行委員会 (Web開催)
10月5日	第2回広報委員会(愛知開催)
10月6日	第4回理事会(愛知開催)
10月16日	事業推進及び業務研修担当者合同打合せ
10月21日	第4回土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム実行委員会 (Web開催)
10月22日	第2回監査会(Web開催)
10月26日	土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム

10月27日	報告会及び研修会(エドモント)
10月27日	第5回理事会
11月9日	三団体打合せ
11月11～12日	事業推進及び業務研修担当者合同打合せ
11月13日	第1回地図作成研究委員会(Web開催)
12月9日	第5回土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム実行委員会 (Web開催)
12月16日	第3回広報委員会(Web開催)
12月16日	第6回理事会(Web開催)

令和3年

1月21日	第4回広報委員会
2月16日	第7回理事会
2月17日	臨時総会及び研修会

今後も全国の各協会・ブロックの活動を紹介させていただきますので、ご参考にしていただければと考えております。皆様の地元協会のイベント情報をお寄せください。

(広報委員会)



元東京法務局長 弁護士（全公連顧問）寶金 敏男

この度のコロナ騒動の渦中で、かかりつけ医から「ホーキンさんが酒好きなのは分かっているけど、コロナ弱者なのだから外での会食は厳禁ですからね」と託宣された。私自身がコロナでイチコロの末期高齢者であることを改めて思い知らされた瞬間だ。コロナのせいで、高貴高齢者への夢ははかなく消えそう。

それゆえ、向後は開き直って、私自身を呼ぶとき「当職」などの気取ったことはでなく、「ホーキン爺さん」あるいは愚生と称することとする。その方が、末期の酒ならぬ「末期の御託」を気兼ねなく語れそう。

さて、前回の道草では、70周年を祝福するかのように土地家屋調査士法1条に使命規定が置かれたことの「明」の部分に特化して「祝辞」を述べた。

その前号で予告したとおり、今回は土地家屋調査士法1条に使命規定が置かれたことの「負」の部分に焦点を絞って、土地家屋調査士のおどろおどろしい近未来を予言させていただく。年寄りの繰り言として聞き流していただきたい。

今回、力説したいのは、「権限やステータスの向上は、それに比例して義務の強化が伴う」という冷酷な事実だ。

司法書士や弁護士、検察官など、隣接する法律専門職の歴史を眺めると、権限やステータスの獲得という栄光の裏には、不可避的に賠償責任の強化という「代償」が付随することが分かる。筆界の専門家との明文が置かれたことによるステータスの向上を胸に誇らしげに仕事をする者がいる裏では、義務の強化とそれに比例する損害賠償額の高騰に打ちひしがれる者がいる、という構造になる。そのような近未来が見える。

司法書士制度ができて間もない頃、裁判官の意識の中での司法書士は、まだ「代書屋」のままだった。

司法書士が登記代理の事務を遂行するに際して、「この取引は詐欺取引だ」と指摘したという事件があった。ところが裁判所は、要旨「司法書士は、依頼者の言うとおりに代書してさえいれば良い、取引に問題があるか否かを口にするのは越権だ」との判決を下した。司法書士は手足で良く、心は要らないという論理だ。

その後、司法書士は、自分たちが関与する取引につき、ヒト・物・カネに問題がないかどうかチェックするのは自分たち司法書士の使命だと考え、地面師の暗躍等に歯止めをかけようと自主的に努力した。その活動が次第に裁判所にも理解されるようになり、ヒト・物・カネの確認は「準法律家」としての司法書士の職責だと判示が相次ぐに至った。

そのような司法書士の努力は、やがて裁判所が司法書士を取引の安全に資する活動を行う「法律家」と認めるまでになった。その後、認定司法書士制度が創設され、法律家としての司法書士の活躍は広く市民に知られることとなる。来客に「弁護士を紹介しましょうか」と告げたら、「弁護士より司法書士を紹介して下さい。安いし、親切ですから。」と言われたことが何度もある。愚生は公務員を辞して大学教授に奉職する間の一年足らずの間、公証人を拝命していたが、そのわずかな期間においてのことだ（ついでに言おう、認定土地家屋調査士のなんと意気地のないことか！別の機会に喝を入れたい。）。

このように裁判所や世間から厚い信頼を受けることになった司法書士は、喜びとともに苦しみも手に入れることになる。

司法書士が関与した不動産登記に関し、ヒト・物・カネの確認にミスがあり、依頼者が対価なく土地を失ったり、売買代金を騙し取られたりすることは、しばしば発生する。その場合、代書屋の頃と同様に、司法書士は言われたとおりに代書してれば良い、というのであれば、司法書士に賠償責任は発生しない。ところが、司法書士にヒト・物・カネの確認義

務があるとすれば、状況は一転し、司法書士の損害賠償義務は多発することとなる。

「司法書士は、登記手数料として極めてわずかの報酬しか受けていないのに、なぜ億単位の損害賠償義務を負担することとなるのか」。私は、司法書士会幹部との対談で、そう質問されたことがある。「タクシーの運転手が事故を起こし、客が死んでしまった場合と同じです。わずか700円のタクシー料金をもらうための行為で億単位の賠償金を支払うこととなるのはおかしい、とは言えないでしょ。タクシー運転手は人の命を預かっている、司法書士は高価な不動産やその代金を託されている、違いはそこだけです」。それが答えだ。

司法書士は、名声と同時に、大きな責任をも手にするに至っている。

ほとんど知られていないが、検察官も自らを厳しく律する道を選び、その成就を目指したゆえに、現在では重い責任を負う羽目になっている（もっとも、代位責任ゆえ支払いは国だが）。

戦前の検察官には、裁判官と同じステータスが与えられ、裁判官席と同じ高さの席で法廷を見つめていた。ところが、戦後、アメリカ流の刑事訴訟の仕組みが導入され、検察官は一介の当事者として、裁判官席から降りて弁護士と向き合うこととなった。当時の最有力の刑事訴訟学者は、検察官といえども一当事者なのだから、事件が送致されてきたら70%程度の心証が得られれば、後は裁判所に委ねることとして、気楽に起訴すれば良い。それが民主主義に叶う起訴のあり方だ、と力説していた。

しかし、検察官は、一人の無辜（おこ=無実の有罪者）をも出さない、との信念を貫くこととし、99%有罪の心証に至らなければ起訴しないという身内のルールで自らを律した。その結果、起訴後に無罪が確定した事件の国家賠償請求については、連戦連敗の憂き目に会うこととなった。

司法書士も検察官も、自らを厳しく律することとして努力を重ね、名声を勝ち得るに至った結果、皮肉にも損害賠償請求の場では、負け筋が定着してしまったのだ。

土地家屋調査士の皆さんにとって、対岸の火事で

はない。筆界の専門家としての名声とともに、大きな責任がやって来る。損害賠償保険に入っていればよい？しかし、裁判にでもなれば裁判所から手厳しく糾弾され、法廷でミスを事細かく糾弾されて、面目を失うことになりかねない。

それではどうしたら良いのか。

次回には、弁護士の対応についてお話ししたい。その対応は、土地家屋調査士が何をしたら良いのか、正解にたどり着くために参考となるだろう。

(続)



編集後記

去る10月26日に日調連主催・全調政連・全公連共催の「土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム」が盛大に開催され、全国から多くの会員の方々がコロナ禍の中参加いただきました。全公連からは望月副会長と理事の私が実行委員として事前の会議等出席させていただいておりました。コロナ禍において東京での会議もほとんど Web 開催となり、特に日調連の方々には事前の細かい準備等を行っていただき、全調政連の方には議員さん関係への連絡調整をいただき滞りなく事業が完了いたしました。日調連・全調政連・全公連の三者が一体となって土地家屋調査士制度に対して活動できたことは、今後の制度の発展に向けて大変有意義であったと感じております。

また、ご参加いただいた全国の協会役員の方々をはじめ社員の方々にはこの場をお借りして実行委員として厚く御礼申し上げます。

さて、話は変わりますが今世の中は「脱ハンコ」に向かって議論されております。我々の業務においてはどうか。法務局への申請・嘱託業務においては、いわゆる調査士方式による完全オンライン申請においては既に「脱ハンコ」が行われております。皆さまにおかれましては是非調査士方式による完全オンライン(制度的に地役権証明書

や第三者による一部消滅承諾書を添付する申請業務を除いて)を行い、世の中の流れに沿った公嘱協会による嘱託業務を行っていただきますようお願い申し上げます。

当職も最初は抵抗がありましたが行ってみると大変便利です。何でも同じですが、調査士業務において私が入会したころは、平板測量からトータルステーションを利用した測量に、また、タイプライターで申請書を作成していたのがパソコンで作成。図面も手書きからソフトを使用して作成と、特に長年業務を行っておられる諸先生方におかれましては、その時その時に順応されて来られたものと思います。調査士方式による完全オンライン申請も同じであると思います。

まずは各加盟協会において社員全員が同じ土俵に立った嘱託申請ができるようにすることも、社員によってペーパー申請やオンライン申請などバラバラな成果よりも、今後役所も進めていくペーパーレス化の流れに沿った成果品の統一化を行うことも我々官公署等の依頼を受けて業務を行う公嘱協会として大切なことではないかと思ひ、今回編集後記を書かせていただくにあたり感じたことを書かせていただきました。

(広報委員 熊谷 直樹)

お願い

「全公連だより」へ掲載できるイベント・講演会等の情報提供、知っとく情報への掲載記事、投稿写真、論文、意見発表など募集いたします。

詳しい募集要領は事務局にお問い合わせください。

また、「全公連だより」へのご感想、意見をお寄せください。

(広報委員会)

令和3年1月1日発行
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
〒112-0013 東京都文京区音羽1丁目15番15号
シティ音羽2階 205号
Tel(03)5976-6761 Fax(03)5976-6762
Mail zenkoren@sepia.ocn.ne.jp
担当:広報委員会